

第9章 税 金

1. 税の減免・非課税・優遇制度等

1. 所得税・住民税等の所得控除・非課税

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対する優遇制度は次のとおりです。

税の種類	内容	対象者			窓口
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
所得税 (租特法)	障害者控除	3～6級	B	2・3級	所轄の 税務署
	特別障害者控除	1・2級	A	1級	
	配偶者控除及び扶養控除の同居 特別障害者加算	1・2級	A	1級	
	心身障害者扶養共済の所得控除	○	○	○	
	利子所得等の非課税に関する制度	○	○	○	
相続税	障害者控除	3～6級	B	2・3級	
	特別障害者控除	1・2級	A	1級	
贈与税	特定障害者(※1)の扶養信託契 約(※2)により3千万円まで非 課税	特定障害者の内、 特別障害者以外の方			
	特定障害者(※1)の扶養信託契 約(※2)により6千万円まで非 課税	特定障害者の方			
消費税	身体障害者用改造自動車、一定の 身体障害者用物品の譲渡、貸付け 等の資産の譲渡等は非課税	○	—	—	
住民税	障害者控除	3～6級	B	2・3級	市税務課
	特別障害者控除	1・2級	A	1級	
個人事業税	重度の視覚障害者が行うあんま、 マッサージ、指圧、はりきゅう等 医業に類する事業は課税対象外	○	—	—	各県税 事務所

(※1) 特定障害者とは、「特別障害者または特別障害者以外で精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるなど、その他の精神に障害がある者として一定の要件に当てはまる方」をいいます。

(※2) 扶養信託契約については各金融機関へお問い合わせください。

【問合せ先】

築館税務署(相談センター) 電話 0228-22-2261 (音声案内で2番を選択)
 総務部税務課 電話 0228-22-1121 FAX 0228-22-0340
 宮城県北部県税事務所 電話 0229-91-0703 FAX 0229-23-6138

2. 自動車税（環境性能割・種別割）の減免

1. 対象者

- (1) 身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち「本人自ら運転する場合」と「生計を一にする家族が運転する場合」または「身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方が運転する場合」で次表のいずれかに該当する方

		身体障害者手帳をお持ちの方						戦傷病者手帳をお持ちの方											
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	項 症						款 症					
								特	1	2	3	4	5	6	1	2	3		
視覚障害		◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎							
聴覚障害			◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎							
平衡機能障害				◎				◎	◎	◎	◎	◎							
音声・言語機能障害				◎				◎	◎	◎									
上肢不自由		◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎							
下肢不自由		◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○
体幹不自由		◎	◎	◎		○		◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	◎	◎ ₁					(注) 1 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。 2 生計を一にする家族または常時介護者が運転する場合で一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。											
	移動機能	◎	◎	◎ ₂	○	○	○												
心臓機能障害		◎		◎				◎	◎	◎	◎								
じん臓機能障害		◎		◎				◎	◎	◎	◎								
呼吸器機能障害		◎		◎				◎	◎	◎	◎								
ぼうこうまたは直腸機能障害		◎		◎				◎	◎	◎	◎								
小腸機能障害		◎		◎				◎	◎	◎	◎								
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		◎	◎	◎															
肝臓機能障害		◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎								

◎身体障害者本人、戦傷病者本人または「生計を一にする家族の方」、「常時介護する方」が運転する場合に減免

○身体障害者本人、戦傷病者本人が運転する場合に減免

※二つ以上の障害が重複する場合の障害の級については、身体障害者手帳に記載された総合の級により判定します。

- (2) 療育手帳の交付を受けている方のうち、判定が「A」の方
 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、障害の等級が「1級」の方

2. 対象となる自動車

- (1) 身体障害者等（身体障害者、知的障害者、精神障害者、戦傷病者をいう）が、所有（取得）し、専ら身体障害者等本人が運転する自動車【本人運転】
- (2) 身体障害者等が所有（取得）し、専ら身体障害者等の通学（通所）、通院または生業のために、身体障害者等と生計を一にする家族の方が運転する自動車【家族運転】
（1）（2）ともに、身体障害者が18歳未満、知的障害者、精神障害者の場合は、生計を一にする家族が所有（取得）する自動車でも減免が受けられます。
- (3) 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有（取得）し、専ら身体障害者等の通学（通所）、通院または生業のために身体障害者等を常時介護する方が運転する自動車【常時介護者運転】

※減免を受けることができる自動車は、軽自動車税の対象となる自動車（軽自動車）を含め身体障害者等一人につき自家用の自動車1台に限られます。※減免上限額あり。

3. 申請手続き

自動車の取得時期や方法（新規購入、名義変更など）、すでに減免を受けている自動車の有無等により、減免の可否や減免となる税金の種類、申請窓口、申請時期などが異なりますので、申請の際は事前に問合せ先までお問い合わせ願います。

- (1) 申請窓口 宮城県北部県税事務所栗原地域事務所
- (2) 必要な書類等（③は原本または写し。③以外は原本で有効なものに限ります。）
 - 本人運転：①～④ ●家族運転（同居）：①～⑤
 - 家族運転（非同居）：①～④及び⑥～⑧ ●常時介護者運転：①～⑤
 - ①減免申請書 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
 - ③運転する方の運転免許証 ④自動車検査証または自動車検査証記録事項
 - ⑤「生計を一にしている」又は「常時介護している」証明書
 - ⑥身体障害者等と運転者の続柄を証明する次のいずれかの書類 ※概ね3ヶ月以内に交付されたもの
 - (ア)戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） (イ)戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
 - (ウ)住民票謄本
 - ⑦身体障害者等と運転者が生計を一にしていることを証明する次のいずれかの書類
 - (ア)扶養関係の記載がある健康保険証の写し (イ)扶養関係の記載がある源泉徴収票の写し (ウ)扶養関係の記載があり、税務署の受理印がある確定申告書の写し（電子申告による場合は受信通知の写し） (エ)給与支払者の印がある扶養控除等異動申告書の写し (オ)扶養関係の記載があり、市の受理印がある住民税申告書の写し
 - ⑧減免申請の申請者からの申立書

※家族運転（同居）または常時介護者運転の場合の証明書は、手帳の種類に従い、下記の窓口に申請し、交付を受けてください

手帳の種類	証明書の申請先
身体障害者手帳 療育手帳	各総合支所市民サービス課 福祉係または市民福祉係
精神障害者保健福祉手帳	宮城県大崎保健所栗原支所
戦傷病者手帳	宮城県保健福祉部社会福祉課

【問合せ先】

宮城県北部県税事務所栗原地域事務所 電話 0228-22-2123

3. 軽自動車税（種別割）の減免

1. 対象者

- (1) 身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち「本人自ら運転する場合」と「生計を一にする家族が運転する場合」または「身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方が運転する場合」で次表のいずれかに該当する方

	身体障害者手帳をお持ちの方						戦傷病者手帳をお持ちの方											
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	項 症						款 症					
							特	1	2	3	4	5	6	1	2	3		
視覚障害	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎							
聴覚障害		◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎							
平衡機能障害			◎				◎	◎	◎	◎	◎							
音声・言語機能障害			◎				◎	◎	◎									
上肢不自由	◎	◎					◎	◎	◎	◎								
下肢不自由	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	◎	◎	◎		○		◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○
乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢 機能	◎	◎ A															
	移動 機能	◎	◎	◎ B	○	○	○											
心臓機能障害	◎		◎				◎	◎	◎	◎								
じん臓機能障害	◎		◎				◎	◎	◎	◎								
呼吸器機能障害	◎		◎				◎	◎	◎	◎								
ぼうこうまたは直腸機 能障害	◎		◎				◎	◎	◎	◎								
小腸機能障害	◎		◎				◎	◎	◎	◎								
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害	◎	◎	◎															
肝臓機能障害	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎								

◎本人が運転する場合でも、生計同一者又は常時介護者が運転する場合でも該当する。

○本人が運転する場合のみ該当し、生計同一者又は常時介護者が運転する場合は該当しない。

(注意)

A＝一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く

B＝一下肢のみに運動機能障害がある場合は、本人が運転する場合のみに該当する

※二つ以上の障害が重複する場合の障害の級については、身体障害者手帳に記載された障害の区分ごとの級により判定します。

- (2) 療育手帳の交付を受けている方のうち、判定が「A」の方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。）の交付を受けている方のうち、障害の等級が「1級」の方

2. 対象となる自動車

- (1) 身体障害者等（身体障害者、知的障害者、精神障害者、戦傷病者をいう）が、所有（取得）し、専ら身体障害者等の本人が運転する軽自動車。
- (2) 身体障害者等が所有（取得）し、専ら身体障害者等の通学（通所）、通院または生業のために、身体障害者等と生計を同一にし、同居（同一敷地内に別居を含む）する家族の方が運転する軽自動車。
なお、身体障害者が18歳未満、知的障害者、精神障害者の場合は、生計を同一にし、同居（同一敷地内の別居を含む）する家族が所有（取得）する軽自動車でも減免が受けられます。
- (3) 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有（取得）し、専ら身体障害者等の通学（通所）、通院または生業のために身体障害者等を常時介護する方が運転する軽自動車

※減免を受けることができる自動車は、自動車税の対象となる自動車（普通車）を含め身体障害者等一人につき自家用の自動車1台に限られます。

3. 申請手続き

- (1) 申請窓口 各総合支所市民サービス課 市民係または市民福祉係
- (2) 必要な書類等
 - ・軽自動車税（種別割）減免申請書
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
 - ・自動車検査証
 - ・運転される方の運転免許証
 - ・納税通知書
 - ・個人番号が分かるもの（マイナンバーカード など）

※軽自動車税の減免申請の受付は、納期限前7日までとなります。

なお、前年度に引き続き同じ軽自動車でも減免を受ける場合は、4月に送付する減免継続申請の通知をご確認いただき、手続きをお願いします。

【問合せ先】総務部税務課 電話 0228-22-1121 F A X 0228-22-0340